

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	市営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡山県美作市長

## 公表日

平成27年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを利用して実施する事務内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 市営住宅入居時の入居資格確認事務</li><li>② 市営住宅入居時の家賃決定、敷金決定事務</li><li>③ 入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会事務</li><li>④ 収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度毎に決定、入居者に通知事務</li><li>⑤ 収入超過者に対する認定・通知事務</li><li>⑥ 高額所得者に対する認定・退去請求事務</li><li>⑦ その他(住民票住居地と市営住宅住所とのマッチングを行い、市営住宅への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用)</li><li>⑧ 家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理事務</li><li>⑨ 市営住宅の明渡しの請求に関する事務</li><li>⑩ 入居者からの収入状況の報告の請求等に関する事務</li></ul>
③システムの名称	オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅申請認定ファイル、市営住宅使用料決定ファイル、市営住宅使用料収納管理ファイル、市営住宅使用料滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の19の項、35の項及び61-2の項 行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第18条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供なし(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二31の項及び54の項</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠) 第22条各号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 都市住宅課
②所属長	課長 小林英樹
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部都市住宅課 岡山県美作市栄町38番地2

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

